

主 文

判決を破棄する。  
被告人A、同Bを各懲役四年に、被告人Cを懲役三年に処する。  
被告人Cに対し、この裁判確定の日から四年間右刑の執行を猶予する。  
訴訟費用中原審証人Dに支給した分は被告人A、同Bの連帯負担とし、  
その余は被告人三名の連帯負担とする。

理 由

本件各控訴の趣意は、被告人三名の弁護士秋山要、同菅野勘助各作成名義の各控訴趣意書記載のとおりであるから、これらをここに引用し、これに対して次のとおり判断する。

秋山弁護人の論旨第一点及び菅野弁護人の論旨第一点について  
原判決が、その理由において、判示第二事実として、「被告人A、同B兩名は共同謀の上前記第一事実記載のa山中において被告人CがEを強いて姦淫している間同女の抵抗不能に乗じて前記ジープ内においてあつた同女所有のえんじ色のナイロン製二ツ折財布中から現金四千元を強取したものである」旨を認定判示した上、これに対して刑法第二百三十条第一項の強盗罪の規定を適用処断していることは、所論のとおりであつて、各所論はいずれも、原判決の認定にかかる被告人A、同B兩名共謀による金員奪取行為と、被告人Cの強姦行為とは、全然別個の行為であつて、この兩者の間には、因果関係がないのであるから、本件においては、強盗罪は成立しない旨主張するにより、案ずるに、強盗罪が成立するためには、暴行脅迫と財物奪取との間に因果関係の存在を必要とすること、及び、原判決においては、被告人A、同B兩名がEの所持金を強取せんことを共謀したとの事實は、これを認定しているけれども、右兩名の金員奪取について、被告人Cが共謀したとの事實は、これを認定していないことは、いずれも所論指摘のとおりであるが、しかし、原判決書記載の記載に徴するとき、判示第二事実における被告人Cの強姦の所為は、判示第一の強姦行為の一部であり、右判示第一の強姦行為は、被告人三名の共謀による共同正犯にかかるものであることが明らかであるから、判示第二事実において、被告人A、同B兩名が共謀して金員を奪取した際における被告人Cの強姦行為は、所論主張のような同被告人の単独犯行ではなくて、被告人三名の共謀に基ずく強姦行為の一部であり、被告人三名がその責を負わねはならぬ関係にあるものといふべく、従つて、被告人A、同B兩名において、被害者Eがこの強姦行為によつて抵抗不能の状態にあるのを利用して、同人所有の原判示金員を奪取することを共謀し、且つこれを実行したものとすれば、この金員奪取行為と、右三名の共謀に基ずく被告人Cの強姦行為との間には、因果関係の存在を否定することはできないものといわなければならない。もつとも、被告人三名が、最初判示第一の強姦について共謀した際には、その暴行脅迫をもつて強盗の手段にするについて〈要旨〉の認識も共謀もなかつたものと認められることは、所論のとおりであるけれども、原判決の認定したところ〈要旨〉は、右被告人三名共謀により強姦行為の継続中に、被告人A、同B兩名において、新たに金員奪取の考えを起し、右共謀による強姦行為によつて、その被害者Eが抵抗不能の状態にあるのを利用して、これに乗じて同人所有の原判示金員を奪取することを共謀し、これを実行したものであるというのであるから、右被告人兩名に対する関係においては、右強姦行為（暴行脅迫）と金員奪取との間には、相当因果関係が存するものといわなければならない。してみれば、原判決がその理由において、判示第二事実として、前記のような兩名共謀による強盗の事實を認定判示し、これに対して刑法第二百三十六條第一項を適用処断したことは正当であつて、原判決には、この点につき所論のような法令の適用を誤つた違法、又は理由に欠けがあるものといふことはできない。各論旨はいずれも理由がない。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中西要一 判事 山田要治 判事 石井謹吾)